

平成19年11月2日
情報工学部情報化推進委員会承認
改正 平成20年4月1日
改正 令和4年6月22日 情報工学研究院学術情報委員会

九州工業大学情報工学テクニカルレポートの発行等に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、九州工業大学情報工学テクニカルレポート（英文名称：Technical Report in Computer Science and Systems Engineering）（以下「テクニカルレポート」という。）の発行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおいて「テクニカルレポート」とは、情報工学研究院または情報工学部の研究成果を公表し社会に還元するとともに、情報工学分野の研究推進を図ることを目的として発行する出版物をいう。

(投稿できる者)

第3条 テクニカルレポートに投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 情報工学研究院または情報工学部（寄附講座含む）、センター等所属の専任教職員
- (2) 情報工学府博士後期課程に在籍する学生のうち指導教員の推薦を受けたもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、附属図書館長が特に認めた者

(投稿手続き)

第4条 投稿手続きは、次の順に行うものとする。

- ① 申請代表者は、「テクニカルレポート登録申請書（様式1）」を申請代表者の所属する系又はセンター等の長の承認を経た上で、情報工学部分館図書係（以下「図書係」という。）に提出する。
- ② 図書係は、「テクニカルレポート登録番号通知書（様式2）」にTR番号を付し、申請代表者に通知する。
- ③ 申請代表者は、別に定める「TR ページレイアウト」を参考にして本文原稿を作成し、電子化したものを図書係に提出する。
- ④ 本文原稿と併せて、「学術機関リポジトリ登録許諾書（学位論文以外）」を提出する。

(公開)

第5条 テクニカルレポートは、九州工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）へ登録し公開するものとする。

2 リポジトリへの登録は、九州工業大学学術機関リポジトリ運用要項（平成19年6月12日附属図書館運営委員会決定）による。

(著作権などについて)

第6条 テクニカルレポートの内容は著者が責任を負うものとする。

(事務)

第7条 テクニカルレポートの発行等に係る事務は、図書係で処理する。

附 則

この申し合わせは、平成19年11月2日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この申し合わせは、令和4年7月1日から施行する。